

議案第 4 2 号

平成 3 0 年度狭山市下水道事業会計予算

予算別冊のとおり

平成 3 0 年 2 月 2 3 日提出

狭山市長 小谷野 剛

平成30年度狭山市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度狭山市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 水洗化戸数	62,181戸
(2) 年間総排水量	19,000,000m <sup>3</sup>
(3) 一日平均排水量	52,055m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
① 污水管渠整備事業	347,401千円
② 雨水管渠整備事業	33,000千円
③ 污水管渠改良事業	2,160千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 下水道事業収益	3,352,941千円
第1項 営業収益	2,047,362千円
第2項 営業外収益	1,305,578千円
第3項 特別利益	1千円

支 出	
第1款 下水道事業費用	3,180,274千円
第1項 営業費用	2,834,079千円
第2項 営業外費用	344,695千円
第3項 特別損失	500千円
第4項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,261,688千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額30,890千円、過年度分損益勘定留保資金1,049,957千円、当年度分損益勘定留保資金120,841千円、減債積立金10,000千円及び建設改良積立金50,000千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	763,133千円
第1項 企業債	502,500千円
第2項 他会計負担金	117,448千円
第3項 国庫補助金	102,300千円
第4項 工事負担金及び分担金	31,885千円
第5項 寄附金	9,000千円

支 出

第1款 資本的支出	2,024,821千円
第1項 建設改良費	929,831千円
第2項 企業債償還金	1,094,990千円
(企業債)	

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道整備事業費	千円 394,000	普通貸借 又は 証券発行	4.0% 以 内	借入先の融通条件による。ただし、財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借換えることができる。
流域下水道整備事業費	108,500	同 上	同 上	同 上
計	502,500			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、800,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 職員給与費264,645千円を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費を職員給与費に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、450,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、10,692千円と定める。